

令和6年度第1回千葉市国民健康保険運営協議会
令和6年8月22日
千葉市健康保険課

報告事項 2

マイナンバーカードと健康保険証 の一体化について

<目次>

- 1 改正マイナンバー法の施行・・・・・・・・・・・・・・・・P 2
- 2 マイナ保険証を基本とする仕組みの内容・・・・・・・・P 3
- 3 資格確認書・資格情報のお知らせの内容・・・・・・・・P 4
- 4 国保における資格確認書等の様式例・・・・・・・・P 5
- 5 新たな仕組みへの本市の移行スケジュール・・・・・・・・P6
- 6 オンライン資格確認の利用状況・・・・・・・・・・・・P 7
- 7 千葉県国民健康保険条例の一部改正（案）・・・・・・P8

1 改正マイナンバー法の施行

- ① 現行の健康保険証の発行については、令和6年12月2日（月）より終了し、マイナ保険証（※）を基本とする仕組みに移行。

（※）健康保険証としての利用登録をしたマイナンバーカード

- ② 経過措置により、発行済の健康保険証は、有効期限が到来するまで有効（最長令和7年12月1日まで）。

- ③ マイナ保険証によりオンライン資格確認を受けられない状況にある方が必要な保険診療等を受けられるよう、医療機関等を受診する際の資格確認のための「資格確認書」を申請により交付。（当分の間、マイナ保険証を保有していない方には申請によらず交付。）



加入者全員にマイナ保険証 又は 資格確認書を交付

- ④ 資格証明書に代わる保険料滞納者に対する納付を促す取組みは、特別療養費の支給（現物給付を償還払いに変更）に変更する旨の事前通知の仕組みに移行。

2 マイナ保険証を基本とする仕組みの内容

マイナ保険証によるオンライン資格確認が原則。

ただし、

- ① **マイナ保険証を保有していない方**には、必要な保険診療等を受けられるよう、「資格確認書」を申請によらず交付。
- ② **マイナ保険証を保有している方**には、資格情報を簡易に把握できるよう、「資格情報のお知らせ」を交付。

【マイナ保険証を保有している方の対応】

	スマホをお持ちの方	スマホ対応が難しい方
資格情報等の確認方法	マイナポータル	資格情報のお知らせ
停電などマイナ保険証の読み取りができない場合の受診方法	スマホの資格情報画面をマイナ保険証とともに提示	資格情報のお知らせをマイナ保険証とともに提示

3 資格確認書・資格情報のお知らせの内容

区 分	資格確認書	資格情報のお知らせ
対象者	マイナ保険証を <u>保有していない方</u>	マイナ保険証を <u>保有している方</u>
有効期間	原則 1 年間	期限なし（70歳以上のみ原則 1 年間）
様 式	カード型	A 4
記載項目	氏名・性別・生年月日、世帯主氏名 被保険者記号・番号・枝番 保険者番号・保険者名 適用開始年月日、交付年月日 負担割合、発効期日（70歳以上のみ） 有効期限、住所	氏名 被保険者記号・番号・枝番 保険者番号・保険者名 適用開始年月日、交付年月日 負担割合、有効期限、発効期日(70歳以上のみ) このお知らせのみでは受診不可の旨 等
申請の有無	原則申請が必要。 <u>当分の間はマイナ保険証を保有して いない方に職権交付。</u> マイナ保険証の利用登録を解除した場 合や紛失等の場合は申請により交付。	新規資格取得時や負担割合の変更時等に交付。 紛失等の場合は申請により交付。

4 国保における資格確認書等の様式例

資格確認書

※必須記載事項のみ（カード型）の場合

表面

〇〇都道府県 国民健康保険 資格確認書	有効期限 年 月 日 発効期日 年 月 日
記号	番号 (校番)
氏名	性別
生年月日	年 月 日 負担割合 割
適用開始年月日	年 月 日
交付年月日	年 月 日
世帯主氏名	
住所	
保険者番号	<input type="text"/>
交付者名	印

裏面

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

- 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
- 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
- 私は、臓器を提供しません。

※1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】

〔特記欄：〕
署名年月日： 年 月 日
本人署名（白筆）： _____ 家族署名（白筆）： _____

資格情報のお知らせ

別添21 参考例

資格情報のお知らせ (交付者名) (保険者番号)

あなたの記入する健康保険の資格情報を下記のとおりお返すいたします。
※なお、このお知らせのみでは受付できません。

記号	000	番号	00000000 (校番) 00
氏名	佐藤 太郎		
フリガナ	サトウ タロウ		
負担割合 (70歳以上のみ記載)	〇割		
適用開始年月日	平成〇年〇月〇日		
交付年月日	令和〇年〇月〇日		

※ 70歳以上の場合、負担割合のほか、負担期限、発効期日も記載。〔下部の特記欄の管理も同様〕
スマートフォンをお持ちの方は、以下のQRコードからマイナンバーポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

— マイナンバーポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら —



マイナンバーポータルにログインできない場合は、スマートフォンの資格情報画面をマイナンバーポータルと連携機能等の受付で表示することで受け取ることができます。〔スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナンバーポータルと連携機能等の受付で表示することで受け取ることができます。〕

下部を利用して印刷いただけます (このお知らせのみでは受付できません)

資格情報のお知らせ
交付者名 〇〇都道府県 (交付者名) (保険者番号)
記号 〇〇 番号 〇〇〇〇〇〇〇 (校番) 〇〇
氏名 佐藤 太郎
負担割合 〇割 (70歳以上のみ記載)
※ 詳細はマイナンバーポータルにアクセスしてください

厚労省事務連絡
より抜粋

5 新たな仕組みへの本市の移行スケジュール

令和6年8月1日 **保険証一斉更新（有効期限：令和7年7月31日）**

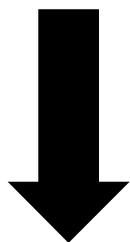
短期証・資格証明書廃止

【短期証の廃止】短期証を発行すると、保険証の新規発行終了後すぐに有効期限が到来し、新たな仕組みへの対応が必要となることから、十分な準備期間を確保し、円滑に移行するため、短期証の廃止を前倒し。

【資格証明書・特別療養費の仕組みは活用しない】

資格証明書は、納付相談の機会の確保が目的であることに鑑み、本市では、資格証明書の仕組みではなく、徴収体制の整備により納付相談の機会を確保。

令和6年12月2日 改正マイナンバー法施行
⇒ 保険証の新規発行終了



この間に社保離脱や転入により国保資格を取得した場合等で、有効な保険証がない場合は、
マイナ保険証を保有していない方には資格確認書を、
マイナ保険証を保有している方には資格情報のお知らせを随時交付。

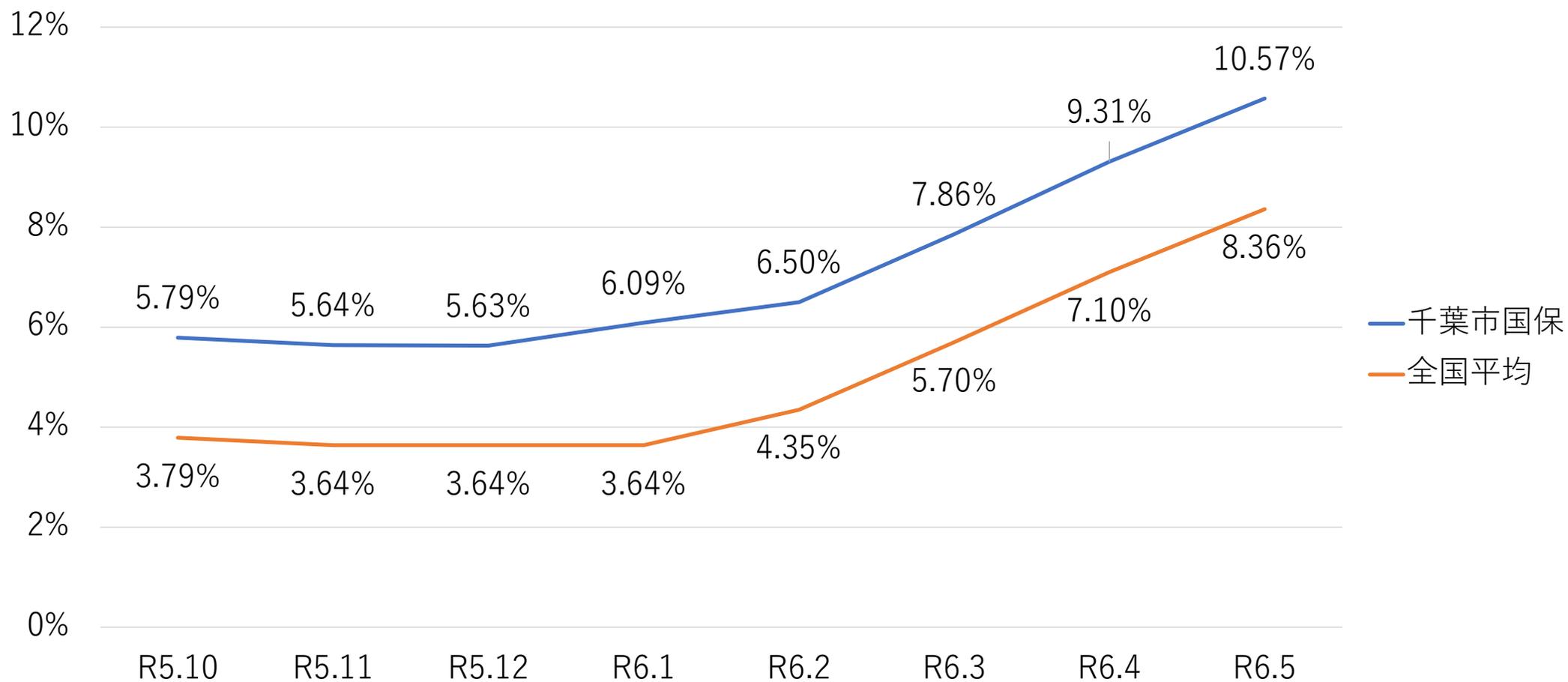
令和7年7月31日 現行の保険証の有効期限到来

令和7年8月1日 **マイナ保険証に移行・現行の保険証廃止**
資格確認書又は資格情報のお知らせを一斉交付

6 オンライン資格確認の利用状況

【マイナ保険証利用率】

※千葉市国保のマイナ保険証登録率は、令和6年5月時点で56.42%



7 千葉市国民健康保険条例の一部改正（案）

（1）改正の趣旨

個人番号カードと健康保険証の一体化に向けて、国民健康保険法の一部が改正され、被保険者証が廃止されることから、被保険者証に関する規定を削除するほか、所要の改正を行う。

（2）改正の概要

- ア 罰則規定における被保険者証の返還に関する規定の削除
- イ 引用条項の変更

（3）施行期日

令和6年12月2日

7 千葉市国民健康保険条例の一部改正（案）新旧対照表

改正前	改正後
目次（略）	目次（略）
第1条～第35条（略）	第1条～第35条（略）
第36条 世帯主が、法第9条第1項若しくは 第9項 の規定による届出をせず、 若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない 場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。	第36条 世帯主が、法第9条第1項若しくは 第5項 の規定による届出をせず、 又は虚偽の届出をした <hr/> _____場合において は、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。
以下（略）	以下（略）

附 則

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第36条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にした行為に適用し、施行日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。